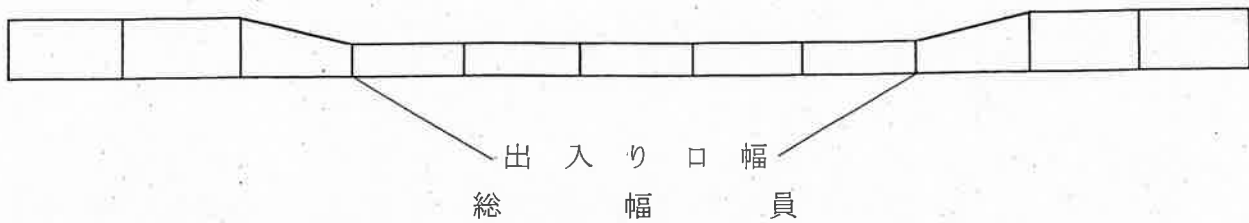


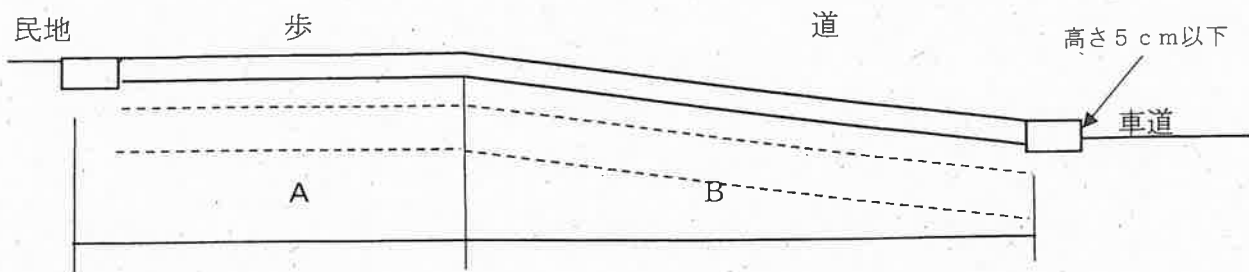
歩道切下げ指導基準



○出入口幅(斜ブロックを除いた幅員)

※出入口角度は原則として90°とする。

- | | | |
|-----------------------|----------|------------|
| ①一般乗用車(小型貨物車2.0トンを含む) | Aタイプ 1台 | 3.0m |
| | Bタイプ 複数台 | 6.0m |
| ②普通貨物車・大型貨物車(6.5トン未満) | | 6.0m～8.0m |
| ③大型貨物車(6.5トン以上) | | 6.0m～12.0m |



○A・Bの幅員

歩道幅員	A	B
4.5m	2.0m	2.5m
3.5m	1.5m	2.0m
2.5m	1.0m	1.5m
1.5m	0.5m	1.0m
1.5m以下	0.5m	1.0m以下

○道路構造基準

構造	①Aタイプ	①Bタイプ	②③
表層 密粒度アスコン仕上	5.0cm	5.0cm	5.0cm
上層 粒度調整剤(M-30)	15.0cm	10.0cm	10.0cm
下層 切込碎石(C-40)	0cm	15.0cm	25.0cm

※上記構造を基準とし、その他大型貨物車等により必要な場合には別途協議とする。

※①Bタイプ・②・③について、U字溝・集水桝・人孔等がある場合は、車道用に交換すること。

○その他

※利用敷地内に2ヵ所以上歩道切下げをする場合は、10m以上間隔を空けること。

※歩道部に緑地帯がある場合は、「都市計画課」と協議のこと。

○出入口設置禁止区域

- ①交差点において停止線及び横断歩道より5m以内、停止線がない場合は、歩道と車道の境界部分より8m以内の区間。
- ②消防機械器具置場及び消防用防火水槽の側端又は道路に接する出口から5m以内の区間。
- ③消火栓又は消防用防火水槽の吸入口、若しくは吸管投孔から5m以内の区間。
- ④踏切の前後の側端からそれぞれ10m以内の区間。
- ⑤火災報知機から1m以内の区間。